

議案第 9 号

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

(2022 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

## 提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布されたことに伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律107号）の一部が改正されたため、城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年城陽市条例第9号）について所要の改正を行いたいので、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

### 消防組織法（抜粋）

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第24条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2

略

## 参考資料

### 城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正条例要綱

#### 1 改正の理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の公布に伴い、城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正の概要

令和2年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）が成立し、令和2年6月5日に公布され、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正」が令和4年4月1日に施行されるもの。

城陽市においては、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の規定に基づき、基準政令で定める基準に従い本条例を定めているため、本条例中、第3条第2項を次のように改める。

条文	現行	改正後
第3条第2項中	<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	削除

#### 3 附則

（施行期日）

この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

（経過措置）

この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金

である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。